

浜松市教育委員会会議録

- 1 開催日時 令和5年11月27日(月)
14時07分～14時22分
- 2 開催場所 イーステージ浜松オフィス棟6階
教育委員会室
- 3 出席状況
- | | |
|----------|---------|
| 教 育 長 | 宮 崎 正 |
| 教育長職務代理者 | 安 田 育 代 |
| 委 員 | 黒 柳 敏 江 |
| 委 員 | 田 中 佐和子 |
| 委 員 | 神 谷 紀 彦 |
| 委 員 | 鈴 木 重 治 |
- (職員)
- | | |
|-----------------|---------|
| 学校教育部長 | 奥 家 章 夫 |
| 学校教育部次長(教育総務課長) | 山 本 卓 司 |
| 学校教育部次長(教職員課長) | 河 合 信 寿 |
| 学校教育部参事(教育審議監) | 小 畑 多佳子 |
| 教育支援課長 | 影 山 和 則 |
- (事務局職員)
- | | |
|----------|---------|
| 教育総務課専門監 | 川 副 哲 士 |
| 教育総務課副主幹 | 澤 木 翔 |
| 教育総務課主任 | 若 澤 久 実 |
- 4 傍聴者 2名
- 5 議事内容 別紙のとおり
- 6 会議録作成者 教育総務課 若澤 久実
- 7 記録の方法 審議事項について発言者の要点記録
録音の有無 無

8 会議記録

(教育長) 令和5年11月27日の浜松市教育委員会を開催する。
傍聴についてはどうなっているか。

(事務局) 2人から傍聴申込をいただいている。

(教育長) 許可するという事によろしいか。

(異議なし)

(教育長) 許可する。

前回会議録の報告及び承認は回覧をもってお願いします。

本日の会議録署名人は、安田委員と田中委員にお願いします。

会期は本日限りである。

本日は、議案が1件、報告が1件である。

(教育長) 最初に、第56号議案「浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について」教職員課長から説明をお願いします。

(教職員課長) 議案の説明に先立ち、今回の第56号議案について、一点申し上げる。今回の規則改正は、先だって議会への提案を審議いただいた、本市人事委員会勧告を受けての条例改正に伴い実施するものである。条例と同様に改正内容に勤勉手当に関する改定があるため、この改正は、手当の基準日である12月1日までに実施する必要があることから、規則審議と並行して人事委員会においても審議を依頼しているが、人事委員会での審議は、本日の審議後に行われる予定である。事務局には審議規則案を提示し既に内諾を得ており、本日の審議は、人事委員会の同意を前提としていただきたい。

それでは、第56号議案「浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について」説明する。7ページの「議案の説明資料」をご覧ください。

「提案理由」は、人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえた浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、勤勉手当の成績率について改正を行うものがある。

次に、「改正内容」は、条例の一部改正により、勤勉手当の支給割合が改定されることに伴い、「勤勉手当の成績率」を改定するものである。資料に記載された表は、「現行」の成績率と改正後の「令和5年12月」、「令和6年度以降」の成績率を比較したものである。(1) 職員について、区分欄の上から3つ目「勤務の成績が良好な職員」の欄の率を標準の支給割合としており、今回の条例改正で勤勉手当の支給割合が100分の5加算されている。令和5年12月については、既に6月に従前の支給割合で勤勉手当が支給されているため、100分の5をそのまま加算し、令和6年6月以降は100分の2.5ずつを6月・12月に按分して加算する改正となっている。なお、「勤務の成績が特に優秀な職員」及び「勤務の成績が優秀な職員」については、区分欄の上から1つ目2つ目の欄に記載した率の範囲内で成績に応じた支給割合とするものであり、標準の支給割合に合わせて改定している。次に、(2) 定年前再任用短時間勤務職員について、職員と同様に勤勉手当の支給割合が条例の一部改正により改定されているため、勤勉手当の成績率を表のとおり改めるものである。区分欄の上から2つ目、「勤務の成績が良好な職員」の欄の率を標準の支給割合としており今回の条例改正で定年前再任用短時間勤務職員は支給割合が100分の2.5加算されている。

一般の職員と同様に、令和5年12月については100分の2.5、令和6年6月以降は100分の1.25ずつを6月・12月に按分して加算する改正となっている。また、定年前再任用短時間勤務職員は、特に優秀の区分を設けていないため、「勤務の成績が優秀な職員」については、区分欄の1つ目に記載した率を基準に支給割合を決定する。こちらの割合についても、一般の職員と同様に、標準の支給割合に合わせて改定している。

続いて、施行期日等について、この教育委員会規則は、令和5年12月1日に施行するものである。なお、第2条の規定については、令和6年4月1日に施行するものとし、第1条の規定の内容については、令和5年4月1日から適用するものである。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) 承認する。次に報告事項に移る。

(報 告)

ア 令和6年度浜松市奨学生の選考結果について

(教育支援課)

(教育長) 以上で、本日の教育委員会を終了する。